

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070030
規制の特例事項名	補助金活用施設の処分の自由化
意見提出者名	志木市
意見の要点	現行制度は、施設の耐用年数などを基準に、市町村の時代即応の行政展開を阻害するものであり、市町村の住民に多大な負担をかけるだけでなく、国民に新たな負担を強いるものである。
意見に対する回答	現行制度は、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう設けられているものであり、国民に新たな負担を強いるものではない。
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070040
規制の特例事項名	特区において学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置
意見提出者名	NPO法人大阪に新しい学校を創る会
意見の要点	<p>財務省回答は、「学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置」は、「税制上の措置であり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請事項の対象とはなり得ない」としているが、この回答には納得できない。</p> <p>本提案は、特区において新たに認められたNPO法人の学校が学校教育法上の学校であることから、公立学校や私立学校と同等の税制上の優遇措置を求めるもの。所得税法及び法人税法において、公立学校（地方公共団体）と私立学校（学校法人）に対する税制上の優遇措置が認められており、これと同様の措置をNPO法人の学校に対して講ずることは何ら問題ないと考える。</p> <p>なお、『従来型の財政措置』というのは、「財政による新たな支出を伴う措置」の意に解されるべきで、本提案は財政上の新たな支出を求めるものではない。NPO法人に寄附をするのは個人や法人であり、財政からの新規の支出は求めてはいない。</p>
意見に対する回答	<p>寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。</p> <p>『構造改革特区推進のための基本方針』には『特区においては従来型の財政措置を講じない』と定められているところ。この『従来型の財政措置』は財政上の新たな支出のみならず、税の減免も含むものである。総合規制改革会議においても『国による税の減免や補助金等従来型の財政措置を講じない』との基本方針が示されている。</p> <p>提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、特区に対する税制措置にほかならず、これらの基本方針に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p> <p>なお、NPO法人に対する寄附金に関する税制措置としては、その法人制度等を踏まえ、認定NPO法人制度が既に措置されており、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対する寄附金は寄附金控除等の優遇措置の対象とされている。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070050
規制の特例事項名	特区において学校を設置する地方独立行政法人への寄附金に対する税制上の優遇措置
意見提出者名	杉並区
意見の要点	<p>提案は、区が設置した公立学校を地方独立行政法人が管理・運営するもの。</p> <p>地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄附金控除の対象とする事により地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がり、地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながるものとする。さらに、集まった寄附金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与するものとする。</p> <p>また、現行法では独立行政法人や私立学校法に規定する学校法人に対する寄附金は寄附金控除の対象とされており、既存の私立学校と同等の寄附金控除の対象とすることで、競争条件の確保を求めるもの。</p> <p>これらの点から、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」ではないことをご理解いただき、再度ご検討をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、地方独立行政法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の論点から検討すべき事柄である。</p> <p>提案は、地方独立行政法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、特区に対する税制措置にほかならず、『構造改革特区推進のための基本方針』に鑑み、検討要請事項の対象とはなり得ない。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070060
規制の特例事項名	ワンストップサービス
意見提出者名	大阪市高槻市
意見の要点	NPO法人等の設立等の際に必要な各種届出について、市が職員等を使って、NPO法人の相談を受ける、書類記入の指導を行う、書類の提出代行を行う等が現状の税理士法に抵触しないと解してよいか確認したい。
意見に対する回答	高槻市が市の責任において実施可能な業務の範囲は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none">・ 所轄の税務署へ税務書類の届出を代行することは可能。・ 法律等により提出が必要な書類の教示や書類の書き方についての教示といった一般的な助言（相談）を行うことまでは可能。
担当省庁名	財務省 / 国税庁

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070080
規制の特例事項名	通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の範囲の規制
意見提出者名	宮崎県
意見の要点	<p>県内の焼酎すべてがインターネットを通じて販売できれば、焼酎のPR等につながる。具体的には、次のようなケースを想定。</p> <ol style="list-style-type: none">1 県の特産品を紹介等している公的機関が県内の焼酎をインターネットを使って通信販売する。2 県内の小売業者が県内の焼酎をインターネットを使って通信販売する。3 複数の製造場を持つ酒類製造者が製造している焼酎の全銘柄を一括して通信販売する。 <p>(注) 複数の製造場を持つ酒類製造者は、製造場ごとに特定の銘柄を製造している。</p>
意見に対する回答	<ol style="list-style-type: none">1 公的機関が通信販売を行う場合 公的機関のホームページ上に各酒類製造者のホームページへのリンク先を貼り付け、当該酒類製造者が自己のホームページ上において、酒類を購入しようとする者に対して直接販売する場合（当該酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類の販売業に限る。）は、酒類販売業免許を受ける必要はない。この場合、通信販売する酒類の範囲についての制限はない。2 小売業者が通信販売を行う場合 酒類小売業者が通信販売を行う場合は、その酒類小売業者が受けている酒類販売業免許の条件の範囲内で行うことができる。 (注) 例えば、酒類の販売方法について小売に限る旨の条件のみが付された酒類販売業免許を受けている酒類小売業者が酒類の通信販売を行う場合は、販売する酒類の範囲についての制限はない。3 複数の製造場を持つ酒類製造者が一括して通信販売を行う場合 酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類（製造免許を受けた酒類と同一の種類・品目の酒類に限る。）の販売業については、酒類販売業免許を受ける必要はない。この場合、通信販売する酒類の範囲についての制限はない。
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070100
規制の特例事項名	酒類の製造免許の要件の緩和(全品目)
意見提出者名	北海道
意見の要点	自ら栽培する果樹等を主原料として、自らワイン等酒類を製造し、ファームインや農家レストランで提供・販売することは、農村地域の活性化が期待できることから、少量の自家製造が可能となるよう、「どぶろく」(濁酒)同様にワイン等他酒類の最低製造数量基準も緩和するべきではないか。
意見に対する回答	<p>特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて製造した酒類を農家民宿等で提供することについては、当該酒類の製造を既存の酒類製造業者に委託することとすれば、現行法上、特に制約はない。</p> <p>しかし、濁酒については、既存の製造業者が少なく、製造委託が困難であると考えられたこと等から、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する濁酒に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。</p> <p>一方、ワインやしょうちゅう等については、既に各地域で製造されており、製造委託が容易であること等から、特例の対象とされていないものである。</p> <p>なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、積極的にご相談されたい。</p> <p>(参考) 日本ワイナリー協会 事務局 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-12-7 (大和新江戸橋ビル 2階) TEL 03-6202-5728 : Fax 03-6202-5738 URL http://www.winery.or.jp/</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070110
規制の特例事項名	酒税についての申告義務・記帳義務の簡素化
意見提出者名	大分県・安心院町・安心院町グリーンツーリズム推進協議会・安心院町グリーンツーリズム研究会
意見の要点	最低製造数量を引き下げても、例外なく申告、納税、記帳が必要だというのは、効率的かつ確実に酒税の徴収を行うという姿勢しか見えない。記帳管理の徹底などにより、毎月の申告、納付にこだわらず簡素化するべきではないか。
意見に対する回答	<p>酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしているところである。</p> <p>また、酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務等を課しているところである。</p> <p>したがって、酒類製造者は、製造規模の大小や本業か副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税や記帳義務等を適正に履行していただくことが必要である。</p> <p>なお、法令解釈通達において、製造場の構造、設備又は製造操作の特殊性等から、主に製造過程に関し記帳ができない事項（例えば、仕込み前後の容器の液面までの深さなど）については、その記帳を省略することができることとされており、これを踏まえ製造者の実状に即して対応することとしている。</p> <p>また、本年3月の酒税法改正において、酒税の検査や申告義務等の見直しを行い、酒類の製成・移出数量等の申告書の提出回数（酒税法第47条）を毎月から年1回（4月から3月分を4月末日まで）に変更するなど、酒税の適正かつ公平な課税に支障をきたさない範囲で、酒類製造者の事務負担の軽減を図ったところである（本年4月1日施行）。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070140
規制の特例事項名	輸出検査の簡易素化制度の創設
意見提出者名	(社) 日本自動車工業会
意見の要点	<p>通関情報処理システム (NACCS) を利用し迅速な通関処理が行われているが、関税法第 67 条に基づく検査の可能性があるため、半日程度のリードタイムを持って輸出 (入) 申告を行っている。当該リードタイムを短縮するため、通常のコンテナヤード (保税地域) へ蔵置して輸出申告し検査を受ける現在の制度に、新たに、貨物や輸出者を限定して、梱包、バンニング前の輸出予定貨物を事前検査することで、税関申告時の検査を省略する制度を創設して欲しい。</p>
意見に対する回答	<p>平成 15 年度中に輸出貨物が保税地域搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制度を導入することとしている。</p> <p>同制度においては、あらかじめ審査区分を通知することとしており、検査が必要な貨物は保税蔵置場の許可を受けたメーカー又は海貨業者の倉庫や港頭地区である税関の検査場で通関時検査を受けることが可能である。</p> <p>ただし、保税地域でない場所で輸出予定貨物を事前に検査したとしても、その後、当該貨物が保税地域に搬入されるまでの間に貨物のすり替え等が行われる危険性があるため、通関時に必要に応じて検査を行う必要がある。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070180
規制の特例事項名	外国・外資系企業からの税制に関する文書照会への回答制度の整備
意見提出者名	神戸市
意見の要点	<p>① 現在の文書回答制度は、対象範囲の拡大が必要である。</p> <p>② 今回全国を対象に運用改善を行う際に、標準処理期間を設けることはできないのか。</p>
意見に対する回答	<p>① 文書回答については、対日投資会議専門部会報告別表（平成15年3月）において、一層適切な運用に向け見直しを行うこととされていることを受け、現在その検討作業中であり、平成15年度中に、全国を対象とする措置を予定している。具体的には、文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に関して、特定の納税者の個別の事情に係るものについて見直すとともに、手続の濫用防止等のための措置を講ずること等を検討する。</p> <p>② 照会に対する審査に要する期間は、その照会内容や事実関係の補足のための資料の、照会者からの提出状況等により左右されるため、一律の回答期限を設けることは適切ではない。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none">1 税法の解釈・適用の判断に際しては、単に照会の対象となった個別の取引のみならず、それに関連するすべての取引等の事実関係・法律関係等、その取引の背景となった事実の全容を把握するための詳細な確認作業が必要であり、照会者に対して何度も資料の提出等をお願いすることが多くなる傾向が強い。実務でも、照会者側の準備不足や事実関係等が未確定である等の理由で、完全な資料等が提出されるまでに数カ月単位の時間を要するケースも少なからず存在する。更に、資料が十分であるかどうかについて、当局と照会者との間で認識が異なるケースも見られる。2 税法の適用・解釈については、過去から蓄積された膨大な数の先例や裁判例があり、それらとの整合性のチェック作業が必要である。また、照会される事案の中には、正当な事業の目的や実態を有さず、専ら租税回避の手段として利用されるケースや、国際間の複雑な取引を複数組み合わせた一連の取引の一部のみをあえて照会してくるケースなど、我が国の課税の適正や公平の確保の観点から、慎重な判断を行わなければならないものも少なからず存在する。3 アメリカの内国歳入庁が行っている同趣旨の制度においても、申請がされてから当局との協議を行うまでの期間等についての定めはあるが、回答期限については設定されていない。4 いずれにせよ、事前照会に対する文書回答手続は、平成13年度に導入されたものであり、上述したような観点から、回答に長期間を要す

	る例も見られることから、今後、制度の定着が進む中で、長期間を要する理由を分析した上で、中長期的に検討していきたい。
担当省庁名	財務省（国税庁）

管理コード	070190
規制の特例事項名	関税法上の不開港に関する規制の緩和
意見提出者名	福井県
意見の要点	<p>福井港（不開港）においては、これまでの取締体制に問題はないと考えられ、また、外航船の入港情報についても事前に提供可能であることから、密輸の可能性の低い特定のバルク貨物について福井港に直接入港できるようお願いしたい。仮に水際取締上、問題や支障のおそれがあると認められる場合において、船舶に対し開港への立ち寄りを条件付ければ対応可能と考えられる。</p>
意見に対する回答	<p>上記のご意見については、</p> <p>① 開港を経由することなく福井港に直接入港させるためには福井港の監視取締りを専担する職員を新たに配置する必要があること</p> <p>② 船舶に積載される貨物の形態に関する情報のみをもって、船舶に係る密輸の可能性を判断することは不可能であること</p> <p>③ 取締上支障がある場合のみ、航行中の船舶を敦賀港等の開港へ回航させることについては、税関が回航の指示を行った段階で、結果的に、税関による検査が行われることを乗組員に予告することとなり、社会悪物品等の隠匿、証拠隠滅等の機会を乗組員に与えることとなることから、税関の取締上重大な支障を来たすことになること</p> <p>等から、対応は困難であることを理解願いたい。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070250
規制の特例事項名	学校を設立・経営する NPO 法人に対し国有財産譲与貸付要件緩和
意見提出者名	NPO バイリンガルろう教育センター龍の子学園
意見の要点	NPO バイリンガルろう教育センターに対する国有財産の無償貸付及び減額譲渡・貸付規定（国有財産特別措置法第2条、第3条及び第6条の2）の適用について検討願いたい。
意見に対する回答	頂いた御意見は、特区において学校を設置する NPO 法人に新たな財政上の優遇措置を講ずるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ません。
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070260
規制の特例事項名	留保地の利用計画策定期間の猶予及び暫定利用の期間等の特例
意見提出者名	東京都府中市
意見の要点	財務省からの回答は、米軍通信施設の存在を前提として、通達のとおり利用計画が策定することにより、暫定利用はできるとの趣旨であると解される。米軍通信施設の位置や形状（周囲に与える電波障害もあり。）等が利用計画を立てる際の大きな阻害要因になると見込まれるため、それらを十分に考慮したうえ、回答されたい。
意見に対する回答	<p>関係地方公共団体においては、利用計画の策定に当たり、留保地の有効活用を図るため、できるだけ早期に、実現可能な利用計画が策定されることが望ましく、その期間については、留保地の規模や立地条件等に見合った合理的な期間として、5年程度が妥当であると判断したものであり、関係地方公共団体は国と連携してその利用計画の策定に真摯に取り組んで頂くことを期待するものです。</p> <p>府中市に所在する留保地は15.5haと広大な財産であり、米軍通信施設の存在が利用計画の策定にある程度の制限的要因となるとしても、利用計画の策定そのものを阻害するとまでは言えないと考えます。</p> <p>従って、米軍通信施設の移設及びその用地の返還の計画が具体化されていない現状において、いたずらに利用計画の策定を先延ばしすることなく、当該施設が存在することを前提として、早期に利用計画を策定することが、都市再生の観点からも適当と考えます。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070270
規制の特例事項名	大型店におけるたばこ特定小売販売業許可要件緩和特区
意見提出者名	長野県
意見の要点	<p>現在の許可条件になっている「店舗内に喫煙設備を設けること」がたばこを購入し喫煙する者へのサービスの一環であるならば、大型店利用者へのサービスとしての受動喫煙防止措置もまた必要であると考えられる。つまり「喫煙設備を設置する場合は分煙設備を設置すること」の条件を新たに設け、ただ単に灰皿を置いただけの喫煙設備については、特定小売販売業の許可の対象としないことにより、大型店内での受動喫煙防止策が、今後新規に許可を受ける大型店でも実効性のあるものとなるよう、特定小売販売業の許可要件の見直しについて提案の再検討をお願いしたい。</p>
意見に対する回答	<p>喫煙設備を設けるとの許可条件は、特定小売販売業が閉鎖性・滞留性のある施設の中で営業を行うことを担保するために設けたものです。したがって、分煙設備の設置まで許可条件に含めることは、特定小売販売業の許可制度の規制強化となり、地域の特性に応じて規制の特例措置を適用するという特区制度の趣旨になじまないものと考えます。</p>
担当省庁名	財務省

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	070290
規制の特例事項名	士業派遣特区
意見提出者名	東京リーガルマインド
意見の要点	<p>(1) 派遣事業者は税理士を企業等に派遣するのみであり、派遣税理士は自らの責任の下、自らの名において税理士業務を行い、派遣事業者は税理士業務の内容についてはノータッチということで、実質的に、派遣事業者が派遣先の税理士業務を取り扱うことは全く起こらないことから、税理士法第52条の趣旨に抵触することはないと考える。</p> <p>(2) 税理士業務の中には、比較的狭い地域内で完結するものも比較的多いのが現実であり、こうした業務についてのみでも、派遣という形態での業務を認めるのは、多くの税理士にとっては活躍の場の拡大につながり、企業等にとっては適法かつ迅速な租税関係事務の実現につながるものであり、特区の区域内で実験的に規制緩和を行うことには大きな意義があり、場所的な限定は意味をもたないとは決していえないと考える。</p>
意見に対する回答	<p>(1) 税理士及び税理士法人（以下「税理士法人等」という。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る（税理士法第1条）という公共的使命を有している。</p> <p>また、税理士法第2条において、税理士法人等は「他人の求めに応じ」て、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業としている。この場合の「他人の求めに応じ」とは、税理士等の使命にかんがみれば、直接の委嘱者である納税者を示すものと解すべきである。</p> <p>派遣元が税理士を派遣する場合、委嘱者である納税者から直接依頼を受けるのは派遣元であり、委嘱者である納税者からどのような内容の依頼を受けるかは、派遣元が判断し、契約することになること、税理士と派遣元との間に雇用関係があり、税理士は雇用される立場にあること、また、派遣に当たって、派遣税理士が複数登録されている場合、どの税理士を派遣するかといった派遣元の判断が入る余地があること等にかんがみれば、派遣元が「他人の求めに応じ」て税理士業務を行っていることに等しく、実質的に税理士法人と同様の機能を果たすことになると考える。また、この場合には、税理士業務に係る使用人としての責任は委嘱を受けた派遣元が負うことになると考えられるが、指導・監督の観点からいえば、派遣元については税理士法人等の監督官庁である国税庁や日本税理士会連合会及び税理士会の指導・監督権限が及ばないこととなり、税理士業務の適正な運営の確保の観点からも、サービス受益者の立場からみても大きな問題であると考ええる。</p> <p>したがって、派遣元が税理士を派遣する以上は、基本的には、法第52条に抵触するものと考ええる。</p> <p>ただし、派遣先が税理士法人等の場合には、「他人の求めに応じ」委嘱者である納税者と税理士業務における契約を行うのは税理士法人等ということになり、派遣元との間の雇用関係に基づく指揮・監督権限が派遣税理士に及ばないことが担保される場合には、派遣することは可能ではないかと考える。</p> <p>(2) 上記の公共的使命にかんがみれば、税理士業務の執行が一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えるものであることから、税理士法人等以外は税理士業務</p>

	を行ってはないとし、税理士業務を独占業務としているところであり、委嘱者である納税者の対象についても特定の狭い地域ではなく、全国が対象であることを考えれば、狭い地域に限定して考えるのは、税理士制度の趣旨からかんがみても、適切ではないものとする。
担当省庁名	財務省／国税庁